

## 平成 30 年度第 1 回小田原市環境審議会概要

- 1 日時 平成 30 年 6 月 22 日（金） 14：30～16：30
- 2 場所 議会全員協議会室
- 3 出席委員（10 名）  
田中充委員（会長）・駿河委員（副会長）・杉山委員・下田委員・田中宏明委員・畠山委員・小川委員・篠本委員・佐々木委員・人見委員
- 4 欠席委員（2 名）  
奥委員・増原委員
- 5 出席職員（23 名）  
時田副市長、環境部長、環境部副部長、環境政策課広域環境担当課長、環境政策課副課長（3 名）、環境政策課係員、エネルギー政策推進課長、エネルギー政策推進課エネルギー政策推進係長、エネルギー政策推進課係員、環境保護課長、環境保護課副課長、環境保護課衛生・美化係長、環境保護課係員、環境事業センター所長、環境事業センター副所長（2 名）  
<事務局>  
環境政策課長、環境政策課副課長、環境政策課環境政策係長、環境政策係員（2 名）
- 6 傍聴者 なし
- 7 審議事項

### （1）小田原市斎場条例の改正について

事務局から資料 1 に基づき説明し、審議を行った。

概要は次のとおり。

委員	現斎場の使用料は、小田原市内居住者、小田原市外居住者、南足柄市居住者の 3 つの区分に分かれている。今回、他の町も加わって小田原市斎場事務広域化協議会を組織して検討を行っているようだが、経緯や考え方を説明いただきたい。
執行部	現在の料金体系としては、小田原市内居住者は無料、小田原市外居住者は 38,000 円、南足柄市居住者は隣接する市ということで小田原市内居住者の 3 割減の料金となっている。 新たな料金体系は、小田原市内居住者と小田原市外居住者とに分かれるが、小田原市斎場事務広域化協議会を構成する 1 市 5 町にあつては、新たな斎場を整備するにあたって応分の負担をしていただくことから、小田原市内居住者と同じ料金とするという考え方である。
委員	現在は、南足柄市は維持費等を払っておらず、新たな料金体系において

	は1市5町は維持費等を払うようになるという理解でよいか。
執行部	そのとおりである。
委員	料金をどのように設定するかという問題を審議会で審議することに違和感がある。例えば、斎場の建て替えにおける公害問題などについて審議するのであれば妥当かと思うが、どのような考え方が伺う。
事務局	<p>前回の審議会でもそういったご意見をいただいているが、環境施策の一つとして審議事項とさせていただいている。</p> <p>資料1-3「第2次行政改革実行計画」が策定され、これまでは内規的なもののみであった本市の受益者負担の方針について初めて対外的に示されたところである。同計画がすでに策定されていればそれに従って事務を進めるが、今回は同計画の策定と本条例改正が同時期になったことや、これまで無料であったものが有料となり市民の皆様の負担が生じるということから、諮問をさせていただいた。</p> <p>過去にもし尿の処理手数料を諮問させていただいたことがあるが、料金の設定などについては、本来、会計全体の運営自体に係ることを主に審議する委員会等に諮ることが一般的であると認識している。今後は、施設の運営に係る事項についてと審議会との役割分担について検討していくべきと考えている。</p>
委員	<p>「小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例」に基づき、「環境の保全等に関する重要事項」であるものがすべて審議の対象となることをご承知おきいただきたい。他の自治体の例を見ても、対象とする審議事項の考え方はそれぞれであるようである。</p> <p>過去にも、斎場の建て替えについて報告を受けたことがあると記憶している。</p> <p>答申（案）について修正等の意見はなかったため、案をとって答申をさせていただくことをご承知おきいただきたい。</p>

(2) 小田原市地球温暖化対策推進計画の改訂について

事務局から資料2に基づき説明し、審議を行った。

概要は次のとおり。

委員	資料2-1「二酸化炭素排出量の算定手法について」に示されている、「改定後の算定手法案」において加えようとしていた「その他の燃料種」は具体的に何を想定していたのか、参考にお聞きしたい。
----	---

<p>執行部</p>	<p>例えば、現在対象としているA重油以外にもB・C重油、石炭などがあり、環境省のマニュアルに参照すべき資料として示されている「都道府県別エネルギー消費統計」等で把握可能な燃料種すべてを想定していた。</p> <p>策定当初は効果的な把握方法を確立できず対象としていなかったが、実際には使用し二酸化炭素の排出要因となっているものであることから、「改定後の算定手法案」では対象としたいと考えていたところである。</p> <p>結果として、それらを対象としない「新たな算定手法案」を提示させていただいている。</p>
<p>委員</p>	<p>資料2-1「二酸化炭素排出量の算定手法について」に示されている、「改定後の算定手法案」で算出した二酸化炭素排出量の比較・検証によると、年次報告値の倍位の値になっている。その他の燃料種の増減だけでこれほど違いが生じるとは一般的に考えにくい。年度ごとの変動の仕方も違い、何が要因となっているか説明いただきたい。</p>
<p>執行部</p>	<p>ご指摘のとおり、その他の燃料種が加わったことだけが要因とは考えにくい。</p> <p>要因の一つとしては、電力について、販売量から把握していた値を統計値からの推計に置き換えたことが考えられる。そのため、「新たな算定手法案」では増減率のみを適用しようと考えた。</p>
<p>委員</p>	<p>ポイントは2つあると考えられる。まず、販売量が把握できなくなった電力について、全国の消費量をもとに小田原市の消費量を推計しているということである。国民一人当たりの消費量を、人口などを掛け合わせることで小田原市一人当たりの消費量に換算しているが、これまでの販売量と推計値とを並べると差があるということが推測できる。</p> <p>これに加えて、その他の燃料種を含み二酸化炭素排出量そのものが増えたことによって、二重のかさ上げが起こっていると考えられる。</p>
<p>委員</p>	<p>これまで把握できている電力の販売量と、統計値との比率を掛け合わせることでより精度の高い値が求められることになると思う。</p>
<p>委員</p>	<p>そのとおりで、資料2-1「二酸化炭素排出量の算定手法について」に示されているとおり、国民一人当たりの消費量から小田原市一人当たりの消費量を推計し、その増減率を販売量が把握できている2013年度に掛け合わせる手法である。</p> <p>本資料上は表現が簡略化されているが、「改定後の算定手法案」と「新たな算定手法案」では、統計値の把握の仕方が異なると理解できる。</p>

執行部	そのとおりである。本資料では段階を分けてお示ししている。
委員	実際に販売量が把握できている 2013 年度のデータが基準となっているという理解でよいか。
委員	<p>そのとおりである。2013 年度をベースにすることで、従来からの継続性のある値が推計できると考えられる。</p> <p>「改定後の算定手法案」では、数値全体を変更してしまうため、年次報告値との継続性がなく絶対量に大幅なかい離が生じるが、「新たな算定手法案」では、2013 年度の年次報告値からどう増減したかが把握できることとなる。</p>
委員	その他の燃料種が占めている割合がどれほどかお聞きしたい。
執行部	年次報告値の算定手法においては、電気と都市ガス以外の燃料種は約 5 割、「改定後の算定手法案」においては約 7 割となり、占める割合では約 2 割増しとなる。
委員	重点プロジェクトについて、プロジェクト 4（広域連携）についてどのように進めていく予定か展望をお聞かせいただきたい。
執行部	プロジェクト 4（広域連携）については、神奈川県西部広域行政協議会環境部会の 2 市 8 町の中で、地球温暖化対策に資する共同の取組として「COOL CHOICE」運動に関する啓発事業等を検討していきたいと考えている。
委員	<p>重点プロジェクトは中身が大事であり、いかにしっかり仕掛けをしていくかが成果を上げる上で重要であると考え。例えば、プロジェクト 3（横断的施策）では啓発の対象や内容等を絞ることが必要であるなど、一つ一つが重い内容になっていくのだろうと考える。</p> <p>二酸化炭素排出量の占める割合が高い産業部門に対するプロジェクトは重要であるが、事業者にとっても意味のある連携内容にしていく必要があると考える。</p> <p>また、大学と連携してお互いのメリットが生まれるような取組をしていくことも効果的だと考える。</p>
執行部	<p>大学との連携については、プロジェクト 7（適応策）としても示している、環境基本計画において定める目標やそれに位置づく事業等において取り組んでいるところである。</p> <p>現在、環境省のモデル事業（地域循環共生圏構築検討業務）を実施しており、本市の環境活動団体や個人を支援する中間支援組織として 2 年前に</p>

	立ち上がった「おだわら環境志民ネットワーク」の資金循環システムの構築をテーマとし、6つの大学がそれぞれの個別テーマに沿って共同研究を行っている。今年度が最終年度となり、いずれも市外の大学だが、本市内をフィールドとして活動していただいております、モデル事業が終わった後もつながりを途切れさせず継続的に連携していきたいと考えている。
執行部	産業部門への対策に関して、本市内に関東学院大学 国際研究研修センターが所在しており、この度、小田原箱根商工会議所と「包括的産学連携に関する協定」を締結したと伺っている。さまざまな面で各企業との連携が図られていくことと思うが、地球温暖化対策の視点からの取組を図っていきたいと考える。
委員	プロジェクト6（エネルギー政策）に関して、例えば、開成町では新庁舎の建設において非常に高いランクの再エネや省エネを導入しているとのことである。小田原市においても、公共施設の建設等にあたっては十分に取り入れ、市民に対して説得力のある取組をしていく必要があるのではないかと。
委員	庁舎等への対策は事務事業編で推進していくこととなり、現状も取組等が記載されているところである。 ぜひ意見を取り入れ、積極的に取り組んでいただききたい。
委員	太陽光パネルだけでなく、燃料電池や充電電池等への補助金があると再エネへの転換が進むのではないかと。FIT制度の期限が近づいているという現状もあるが、再生可能エネルギーへの転換の観点で見ると補助金等があるとより良いと考える。
執行部	家庭部門への補助制度としては、空調や材質などを考慮して仮想上のエネルギー使用量をゼロにする住宅、ZEHを購入する方への補助金や、家庭用燃料電池や太陽熱利用システムの設置に対する補助金を用意している。 また、家庭用太陽光発電設備設置への補助金を実施していたことも踏まえて、FIT制度の期限切れを見通し、買取がなくなった方に対して買取価格等のさまざまな条件を検討した上で蓄電池の設置補助を始めたところである。
委員	新規に住宅を購入する方だけでなく、既存住宅への再エネ導入補助を推進するとよいと考える。
委員	今回審議した内容を踏まえて改訂作業を進めていただきたい。次回の環

	境審議会では素案の提示となる予定である。
--	----------------------

9 その他

(事務局から)

- ・今期の任期中に行う主な計画の改訂について、現時点では、平成 31 年度をもって計画期間が満了する「小田原市一般廃棄物処理基本計画」の改訂があり、本審議会での審議をいただくこととなる。
- ・次回の審議会は 10 月を予定しており、後日、日程調整をさせていただく。

以上